

神奈川県企業立地支援事業の認定を受けた事業に係る水道利用加入金減額要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県県営上水道条例施行規程（昭和29年神奈川県企業管理規程第2号。以下「施行規程」という。）第26条の2第1号の規定に基づく水道利用加入金（以下「加入金」という。）の減額について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領で所長とは、水道営業所（神奈川県企業庁組織規程（昭和27年神奈川県企業管理規程第1号）別表第1に掲げる出先機関（神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁鎌倉水道営業所、神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁厚木水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所に限る。）をいう。）の長をいう。

(管理者が別に定める施設)

第3条 施行規程第26条の2第1号に規定する管理者が別に定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 神奈川県企業立地支援事業認定要綱（以下「セレクト認定要綱」という。）第6条第2項による認定を受けた事業に係る施設
- (2) 神奈川県企業立地支援事業（セレクト神奈川NEXT）認定要綱（以下「NEXT認定要綱」という。）第5条第2項による認定を受けた事業に係る施設

(減額申請の手続き)

第4条 加入金の減額を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水道利用加入金減額申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、給水装置の設置場所を所管する所長を経由して管理者に提出しなければならない。

- (1) セレクト認定要綱第6条第2項又はNEXT認定要綱第5条第2項に規定する通知の写し
- (2) その他管理者が必要と認めた書類

(申請書の提出期限)

第5条 前条の申請書はセレクト認定要綱第9条第1項又はNEXT認定要綱第9条第1項の企業立地支援事業完了報告の日までに提出しなければならない。

(申請者への通知)

第6条 管理者は、減額したときは、水道利用加入金減額決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。

(減額に係る加入金の還付)

第7条 申請者が加入金の減額前の金額を納入していた場合にあつては、既に徴収した当該加入金の額と減額後の加入金の額との差額を還付するものとする。

(減額の取消)

第8条 管理者は、セレクト認定要綱第13条第1項又はNEXT認定要綱第12条第1項の規定による企業立地支援事業の認定の取消しがあったときは、加入金の減額を取り消すものとする。

2 管理者は、前項の規定により加入金の減額を取り消したときは、水道利用加入金減額取消通知書(様式3)により通知するものとする。

3 第1項の規定により加入金の減額が取り消された場合は、当該取り消された額を、申請者から徴収するものとする。

(適用の除外)

第9条 施行規程第26条の2第1号の規定は、同条第2号の規定と重複して適用しない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、通知の日から施行し、令和元年11月1日から適用する。

(神奈川県企業立地支援事業の認定を受けた場合の水道利用加入金減額事務取扱要領の廃止)

2 神奈川県企業立地支援事業の認定を受けた場合の水道利用加入金減額事務取扱要領(平成28年7月29日企経営第52号)は、廃止する。

附 則

この要領は、通知の日から施行する。

(様式1)

年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申 請 者 住 所

(委任者) 氏名

代理人への委任

私は、下記の者を代理人と定め、水道利用加入金の減額申請に関する
権限を委任します。

代 理 人 住 所

(受任者) 氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

水道利用加入金減額申請書

次のとおり、神奈川県県営上水道条例施行規程第26条の2第1号の規定による水道利用加入金の減額を受けたいので申請します。

1	お客様番号	
2	使用場所	
3	使用者名	
4	事業所の名称	
5	企業立地支援事業 認定日	年 月 日
6	同意事項	減額の決定等のために必要があるときは、神奈川県企業立地支援事業の認定内容等について、貴庁が当該事業の所管課に確認することに同意します。
7	添付書類	(1) (2) (3)
8	担当者部署名・氏名	
9	担当者電話番号	

還付を受ける場合の 還付先口座	金融機関名 / 本支店名 () 預金種別 (普通・当座) 口座番号 () 口座名義 ()
--------------------	--

(様式2)

年 月 日

様

神奈川県公営企業管理者企業庁長

水道利用加入金減額決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水道利用加入金については、次のとおり減額します。

1	お客様番号	
2	使用場所	
3	使用者名	
4	減額前の水道利用加入金	円
5	水道利用加入金を減じる額	円
6	減額後の水道利用加入金	円

※6の減額後の水道利用加入金は、給水目的が一時用として申請された際に納入した 円を除いています。

【還付を受ける場合】

納入済額	円
還付する場合の額	円

(様式3)

年 月 日

様

神奈川県公営企業管理者企業庁長

水道利用加入金減額取消通知書

年 月 日付け第 号で通知した水道利用加入金の減額については、次の理由により取り消します。また、減額を取り消した額を納入して下さい。

理 由

{ 神奈川県企業立地支援事業認定要綱第13条
神奈川県企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定要綱第12条 } の規定による企業立地支援事業の認定の取消しがあったため。

1 お客様番号	
2 使用場所	
3 使用者名	
4 減額を取り消した額	円